

議案第 9 4 号

さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例

さいたま市監査委員条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（請求又は要求による監査） 第 1 0 条 法第 7 5 条第 3 項及び第 5 項の規定による送付、公表及び提出、法第 1 9 9 条第 9 項及び第 1 3 項の規定による提出及び公表（議会の請求又は市長の要求に係る結果に関するものに限る。） ）、法第 2 3 5 条の 2 第 3 項及び地方公営企業法第 2 7 条の 2 第 2 項の規定による提出（市長又は管理者の要求に係る結果に関するものに限る。） 並びに法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項（地方公営企業法第 3 4 条において準用する場合を含む。）の規定による決定は、請求又は要求のあった日から 6 0 日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。	（請求又は要求による監査） 第 1 0 条 法第 7 5 条第 3 項及び第 5 項の規定による送付、公表及び提出、法第 1 9 9 条第 9 項及び第 1 3 項の規定による提出及び公表（議会の請求又は市長の要求に係る結果に関するものに限る。） ）、法第 2 3 5 条の 2 第 3 項及び地方公営企業法第 2 7 条の 2 第 2 項の規定による提出（市長又は管理者の要求に係る結果に関するものに限る。） 並びに法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項（地方公営企業法第 3 4 条において準用する場合を含む。）の規定による決定は、請求又は要求のあった日から 6 0 日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。